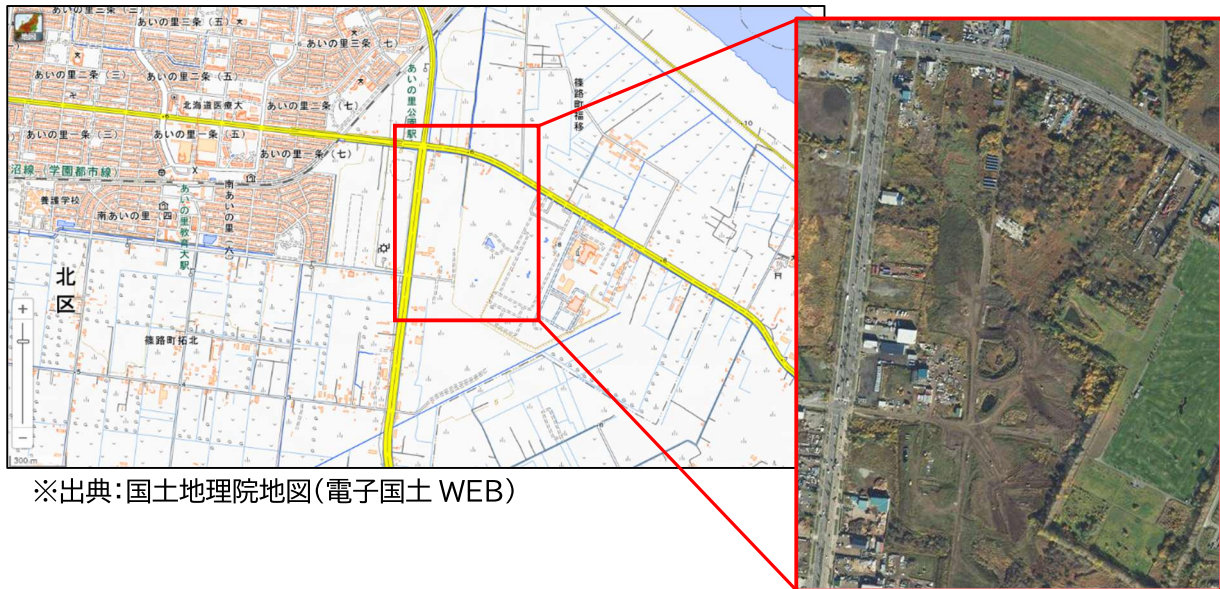


「篠路福移湿原～現状報告とご提案～」を受けた今後の対応について

1 背景

- (1) 篠路福移湿原については、都市化の進展や湿地内に掘られた排水路などの影響で退行遷移が進行し、さらに残土による埋め立てによってほぼ消滅の状況にある。
- (2) 環境保全の観点からは、湿地への残土の埋め立てを禁止する法令等はない。
- (3) 篠路福移湿原については、現状有姿という形で過去に所有権が設定された民有地がほとんどであり、市としての直接の関与、規制が困難な状況。



2 これまでの札幌市の対応経過

- (1) 平成10年～13年、湿原保全の可能性検討のため、専門家による現地調査を実施。
- (2) 平成24年、湿原に隣接する「あいの里・福移の森緑地」の整備にあたって、NPO 法人カラカネイトンボを守る会(以下「守る会」。)から、湿原ビオトープ及び周辺草本、樹木管理についての提言があり、協議を実施。平成26年、ビオトープの整備含め公園整備完了。北区土木センターでは、現在もビオトープ周辺の草刈りやヤナギの除去などを実施。
- (3) 篠路福移湿原においては、関係法令上、建設残土搬入の規制は存在しなかったが、盛土による災害防止の観点から、「札幌市捨土等に関する指導要綱(令和7年3月31日廃止)」に基づく行政指導を実施。
- (4) 啓発の取組
 - ▶ 「札幌市版レッドリスト 2016 ガイドブック(平成28年3月策定)」や「生物多様性さっぽろビジョン(令和6年3月改定)」において、守る会の活動や篠路福移湿原を紹介
 - ▶ 札幌市公式動画サイトにおいて、篠路福移湿原やカラカネイトンボについての動画を公開
 - ▶ 湿地の重要性や活動団体による活動内容の周知等を行う市民フォーラム「しめっちフォーラム(石狩川流域湿地・水辺・海岸ネットワーク主催)」の事業後援

3 記者会見での市長発言抜粋(令和7年9月16日)

9月16日に行われた、令和7年度第9回定例市長記者会見において、篠路福移湿原についての質問を受け、以下のとおり回答している。

- ▶ 札幌市が全て土地を所有していればよいのですが、民間所有の土地が多いという実態です。そういう意味では、こういった民間の土地所有者の方々のご理解もいただいていく必要があると思いますので、まずは関係者の皆さまと、今後この残された湿原をさらに縮小させない方策、トンボを保存していく方策などについて、一緒に取り組んでいければと思っています。

4 法的な規制等の動き

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)の施行(令和7年4月1日)

- ▶ 盛土規制法の施行に伴い、令和7年4月1日から札幌市内全域を規制区域に指定。
- ▶ 盛土等を行う場合はあらかじめ市長の許可が必要で、許可申請にあたっては、土地所有者等全員の同意、周辺住民への事前周知が必要となった。

(2) 太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議の設置(令和7年9月24日)

- ▶ 令和7年9月24日、太陽光発電事業における地域との共生を確保するため、連絡会議が設置された。
- ▶ 構成員には、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省が含まれる。
- ▶ 会議では、資源エネルギー庁から各省庁に対し、太陽光発電事業に係る課題に関し、現行の関係法令による効果・実効性が不十分と考えられる場合は、さらなる規律強化に向けた対応方針について検討するよう依頼。

5 生物多様性の損失のおそれがある行為への今後の対応について

(1) 生物多様性の保全上重要な環境については、土地所有者や活動団体等と協議し、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(地域生物多様性増進法)」に基づく「生物多様性維持協定」の締結を検討する。

(2) 案件を探知した際には、速やかに当事者への聞き取りや実地確認を実施し、保全への協力を依頼する。

(3) 現在、メガソーラーに起因する開発規制に係る法改正の動きがあることから、それらを注視しながら、関係各所と連携した法令等に基づく指導等を実施する。

(4) 生物多様性の重要性について、市民への啓発活動を行い、市民理解の向上を図る。